

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を行うため並びに令和6年9月10日付けで特別職の報酬等の額について白岡市特別職報酬等審議会の答申を受けたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（議会議員）

令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の225」→「100分の235」（+0.10月）

(2) 第2条関係（議会議員） *令和7年4月1日以降

ア 議員の報酬月額の改定

議長 「372,000円」→「432,000円」

副議長 「294,000円」→「354,000円」

常任委員長 「270,000円」→「330,000円」

議会運営委員長 「270,000円」→「330,000円」

議員 「266,000円」→「326,000円」

イ 期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の230」

(3) 第3条関係（市長・副市長）

令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の225」→「100分の235」（+0.10月）

(4) 第4条関係（市長・副市長） *令和7年4月1日以降

ア 給料月額の改定

市長 「810,000円」→「843,000円」

副市長 「686,000円」→「714,000円」

イ 期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の230」

(5) 第5条関係（教育長）

令和6年12月期の期末手当の支給割合の改定

「100分の225」→「100分の235」（+0.10月）

(6) 第6条関係（教育長） *令和7年4月1日以降

ア 給料月額の改定

教育長 「641,000円」→「667,000円」

イ 期末手当の支給割合の改定

「100分の235」→「100分の230」

3 施行期日

第1条、第3条及び第5条 令和7年1月1日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

第2条、第4条及び第6条 令和7年4月1日から施行する。

《参考》

期末手当支給割合の改定

	6月期	12月期	合計
令和6年度 (改正前)	2.25	2.25	4.50
令和6年度 (改正後)	2.25	2.35	4.60
令和7年度 以降	2.30	2.30	4.60

※支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。